

定期報告を要する昇降機及び遊戯施設

昇降機及び遊戯施設の種類		報告の時期
エレベーター	建築物に設けるエレベーター（かごが住戸内のみを昇降するエレベーター、労働安全衛生法の性能検査を受けなければならないエレベーターは除く。）	毎年
	建築物以外に設ける観光のためのエレベーター	
エスカレーター	建築物に設けるエスカレーター	
	建築物以外に設ける観光のためのエスカレーター	
小荷物専用昇降機	建築物に設ける小荷物専用昇降機 （昇降路のすべての出し入れ口の下端が床面より50cm以上上がった位置にあるものを除く。）	
遊戯施設	ウォーターシュート、コースター等の高架の遊戯施設	
	メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔等の回転運動をする遊戯施設	